

岩手県告示第592号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、盛岡広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案並びに盛岡広域都市計画区域区分の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和3年8月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年9月15日(水)午後2時から
- (2) 場所 岩手県盛岡地区合同庁舎8階講堂C

2 都市計画の変更の案の概要

(1) 盛岡広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別紙のとおり変更する。

(2) 区域区分

ア 変更箇所 別図のとおり。

イ 変更面積

市町村名	市街化調整区域から市街化区域へ変更する区域	市街化区域への編入を保留する区域	市街化区域から市街化調整区域へ変更する区域
盛岡市	約0.33ヘクタール	—	約0.01ヘクタール
滝沢市	約13.33ヘクタール	—	約0.11ヘクタール
矢巾町	約33.3ヘクタール	—	—

3 公述申出書の提出期限 令和3年9月2日(木)

備考 「別紙」及び「別図」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課並びに盛岡市役所、滝沢市役所及び矢巾町役場に備えておいて令和3年8月6日から同年9月2日まで縦覧に供する。